

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

APRIL 12TH 2017

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- OECD 中国の成長率予測 2017 年 6.5% 金融リスク解消と構造改革に注力を
- 「河北雄安新区」新設 深圳経済特区、上海浦東新区に並ぶ国家級新区
- 7つの新自由貿易試験区 4月1日正式発足

■ RMB REVIEW

- 米中首脳会談後のボラティリティ拡大に要注意

■ EXPERT VIEW

- 企業が遵守すべき中国の個人情報保護制度

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆OECD 中国の成長率予測 2017 年 6.5% 金融リスク解消と構造改革に注力を

経済協力開発機構(OECD)は3月21日、「中国経済調査報告書 2017」を発表した。

人口の高齢化と投資から消費への経済リバランスにより、中国の経済成長率は2016年の6.7%から、2017年は6.5%、2018年6.3%へと減速するものの、中国は引き続き世界経済を牽引し、1人当たりGDPは順調な伸びが続いて2020年までに2010年の2倍の水準に達するとの見通しを示した。

中国経済の問題点については、企業債務の増加、ノンバンクの融資拡大、一部産業の過剰設備、住宅価格の高騰に伴う金融リスクが高まっていることを挙げた。特に、企業債務(金融部門を除く)は2016年対GDP比170%と先進諸国よりも高い水準に達し、うち2/3は国有企業の債務となっていることを指摘し、国有企業への暗黙の政府保証を段階的に排除することや、資本市場におけるレバレッジ投資を禁止することが有効なリスク解消手段になるとした。

また、所得分配の不平等が依然として大きい点も指摘。「小康社会」(いくらかゆとりのある社会)の実現のためには、社会保障制度や税制の整備による所得移転制度の改革も必要とした。

中国経済は成熟化して減速しつつあるものの、より持続可能な成長軌道に乗っており、今後さらに成長の質と弾力性を高めるためには、より広範な産業分野のイノベーションの推進、より効果的なコーポレート・ガバナンスの確立、国有企業改革の遂行が必要であると提言した。

◆「河北雄安新区」新設 深圳経済特区、上海浦東新区に並ぶ国家級新区

共産党中央委員会と国務院は1日、「河北雄安新区」を設立することを発表した。河北省に設立される同新区を深圳経済特区、上海浦東新区に並ぶ国家級新区とし、「千年の大計、国の大事」と位置づけた。今後、京津冀(北京・天津・河北)地域の共同発展や、北京の非首都機能の分散に資する重要な国家戦略プロジェクトとして建設していく方針を明らかにした。

「河北雄安新区」は、河北省の雄県、容城県、安新県の3県及び周辺一部地域に亘る地域で、北京市、天津市、河北省保定市の後背地にあり、初期開発面積は約100km²、中期的に約200km²、長期的に約2,000km²を予定している。交通の利便性、良好な生態環境、資源・環境負荷に対する高い許容度等の特徴を具備し、開発・建設の高い基準に適合しているとした。

今後の発展ビジョンとして、①国際的に一流のグリーン・スマートシティの建設、②美しい生態型都市の建設、③ハイテク産業の発展・イノベーション要素の集積、④良質な行政サービス・公共施設・都市管理の提供、⑤高効率・環境配慮型交通インフラの建設、⑥制度改革による資源配分における市場の役割の強化、⑦全面的な対外開放の推進を挙げた。

＜河北雄安新区の位置図＞



(出所) 中国中央政府の発表を基に作成

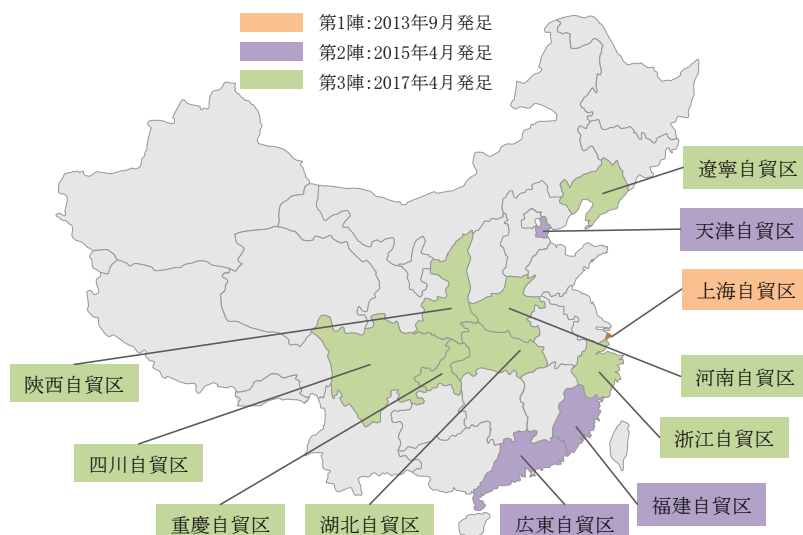
◆7つの新自由貿易試験区 4月1日正式発足

国務院は3月31日、遼寧省、浙江省、河南省、湖北省、重慶市、四川省、陝西省に新設する自由貿易試験区(自貿区)の全体計画を発表し、翌4月1日にこれら新設自貿区が発足した。

全体計画では、各自貿区の地理的範囲、特色ある施策等を発表。既存の4自貿区(上海、広東、天津、福建)が沿海部に設置されたのに対し、今回新設された7自貿区は東北地域と中西部地域に集中しており、東北振興や「一帯一路」建設、長江経済ベルト発展等を後押しする位置づけとなっている。

具体的な政策については、7 自貿区共通の政策としてハイエンド設備製造業や、現代型物流、金融サービス等の現代型サービス業等を発展させる方針を示し、さらに各自貿区独自の政策も設けている(主な独自政策は下表ご参照)。

＜11の自貿区所在地域位置関係図＞



(出所) 中国中央政府の発表を基に作成

＜新設自貿区の特徴＞

	エリア	面積(km ²)	主な政策方針
中国(遼寧)自由貿易試験区	大連エリア、瀋陽エリア、 營口エリア	119.89	国有企業改革の深化、東北地域の旧型工業基地の競争力向上。北東アジア地域との協力関係強化。
中国(浙江)自由貿易試験区	舟山離島エリア、舟山島北部エリア、 舟山島南部エリア	119.95	国際海事サービス基地、石油製品を中心とした大口商品の国際的流通基地の建設。
中国(河南)自由貿易試験区	鄭州エリア、開封エリア、 洛陽エリア	119.77	「一帯一路」建設のための総合交通ハブ機能の強化、国際的複合輸送物流チャネルの整備。
中国(湖北)自由貿易試験区	武漢エリア、襄陽エリア、 宜昌エリア	119.96	戦略的新興産業やハイテク産業基地、産業移転モデル区の建設、中部新興戦略・長江経済ベルトの発展牽引。
中国(重慶)自由貿易試験区	両江エリア、西永エリア、 果園港エリア	119.98	「一帯一路」と長江経済ベルトを結ぶハブ的役割、西部大開発戦略の重要な支点。
中国(四川)自由貿易試験区	成都天府新区エリア、成都青白江鉄路港エリア、 川南臨港エリア	119.99	内陸と沿海部との共同解放モデル区、内陸開放型経済の発展基地建設。
中国(陝西)自由貿易試験区	中心エリア、西安国際港務区エリア、 楊凌示範区エリア	119.95	「一帯一路」沿線国との経済協力や農業分野の協力推進、国際観光センターの構築。

(出所) 中国中央政府の発表を基に作成

RMB REVIEW

◆米中首脳会談後のボラティリティ拡大に要注意

今週(4/3～)の人民元相場(CNY)は、清明節(4/3～4/4)明けとなる4/5、6.8872で寄り付いた。直後に高値6.8853を示現するも上値は重く、続伸は阻まれた。予想比良好なADP雇用統計がドル買いを誘うと、週後半にかけては一転反落。4/7には、安値となる6.9037まで下値を上げた。米中首脳会談を控えて、様子見ムードが強まる中、本稿執筆時点(4/7正午)では、6.90台前半で推移している。一方、対円相場(CNYJPY)は週を通して上値重く推移。ドル円の下落に連られる中で、4/7には、昨年11月以来、約4ヶ月半ぶり安値15.975を示現した。

4/6より2日間の日程で開催されている米中首脳会談に市場の注目が集まっている。①北朝鮮を巡る核開発・ミサイル発射問題、②米中貿易の不均衡是正が主要テーマとなるだろう。もともと、いずれの問題も早期解決は難しい。事実、トランプ米大統領はツイッターで、同会談が「とても困難なものになる」との見方を投稿した。①については、米中両国が一丸となって北朝鮮への圧力(制裁)を強めていく方針を打ち出すことが理想ではあるものの、中国側は依然「米朝間での対話が必要」とのスタンスを崩していない。これに対し米国側は「中国の協力が得られなければ単独で対処する」との見方を示すなど、交渉難航は必至と考えられる。北朝鮮問題に端を発して地政学リスクが高まれば、株式市場などを中心にマーケットが不安定化する恐れもあり警戒が必要だ。他方、②については、日米首脳会談時と同様、経済問題を包括的に話し合う2国間のハイレベルな経済対話が設置され、同問題がひとまず先送りされるとの期待が根強い。但し、米国側による強硬策の可能性も過小評価できない。トランプ米政権を巡っては、先般の医療保険制度改革法(オバマケア)の代替法案撤回以降、政策遂行力への失望感から、支持率が低下している。この為、同会談で何かしらの「成果」を求める可能性もあるだろう。具体的には、貿易摩擦解消を目的に中国製品に対する関税引き上げをちらつかせ、中国側からある程度の譲歩(米国製品の輸入増加や米国での雇用に結び付く対米直接投資の増加など)を引き出すケースだ。この場合、市場では中国の経常収支黒字の一段の縮小や、対外直接投資の増加が意識されることから、人民元に下押し圧力が加わることが想定される。政策遂行力に対する不信感を挽回したい米国と、共産党大会を前になるべく事を荒立てたくない中国との駆け引きに注目だ。

尚、来週は中国の物価統計(消費者物価や生産者物価)や、貿易収支が発表される。春節(旧正月)によるノイズが外れることから、両指標共、市場の関心が極めて高い。また、来週発表予定の米為替報告書にも注目が集まる。トランプ米大統領は選挙期間中、「中国を為替操作国に認定する」との発言を繰り返してきた。この為、一部では今般の報告書にて中国が為替操作国に認定されるとの見方も燦っている。とは言え、現行ルールでは、『①対米貿易黒字(200億ドル以上)、②経常収支黒字(対GDP比3%超)、③為替介入での年間外貨購入額(対GDP比2%超)全てに該当すれば為替操作国に認定する』との評価基準が明確に存在する。現在中国が該当しているのは上記①のみであり、中国が即座に為替操作国に認定される公算は小さいだろう。但し、同報告書にて当該ルールの見直しがなされる可能性は十分あることから、引き続き予断を許さない状況が続くそう。

今週は米中首脳会談を前にした手控えムードから、極めて狭いレンジ内での取引が続いてきたが、同会談が本日終わることによって、来週はその反動からボラティリティの拡大が警戒される。①資本流出圧力、②介入余力低下に伴う介入頻度の減少懸念、③米中金融政策格差などを材料に、当方では引き続き人民元相場の下落を予想する。

(4月7日作成) グローバルマーケットリサーチ

BTMU CHINA WEEKLY (April 12th 2017)

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2017.04.05	6.8872	6.8853~ 6.8970	6.8965	0.0050	6.2201	0.0555	0.88751	0.0008	7.3521	-0.0165	3.2000	3424.50	49.73
2017.04.06	6.8955	6.8936~ 6.9027	6.9010	0.0045	6.2350	0.0149	0.88786	0.0003	7.3560	0.0039	2.8000	3436.49	11.99
2017.04.07	6.8988	6.8950~ 6.9037	6.8993	-0.0017	6.2360	0.0010	0.88773	-0.0001	7.3370	-0.0190	2.8000	3442.18	5.69

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

企業が遵守すべき中国の個人情報保護制度

<要旨>

- 現在中国には、個人情報保護に関する全般的、統一的な法令はなく、各法令に個人情報保護に関する規定が散在している状況である。
- 消費者向けに商品又はサービスを提供する企業は、特に消費者権益保護法第 29 条の規定に注意する必要がある。
- 個人情報の取り扱いが不適切であったために、実際に責任を問われた事例も出てきており、企業としては、自らの個人情報保護体制を確認するとともに、個人情報保護に関するマニュアルを作成し、その遵守を従業員に徹底させるなどの措置を行うことが急務である。

1、はじめに

近時、ビッグデータの活用が話題になるなど、情報の経済的、商業的価値が以前にも増して高まっています。他方で、その価値が高まるにつれ、特に個人情報が、その不正取得、不正利用等の危険にさらされる機会が多くなり、大量の個人情報が漏洩したとの報道がなされることも珍しくありません。各国では、そのような個人情報を保護するための法整備が進められており、とりわけ個人情報を取り扱う企業に対する規制が強化される傾向にあります。中国においても、本年 3 月 15 日に公布された民法総則¹に個人情報に関する条文が規定されるなど、個人情報の保護が重視、強化されているといえます。このため、本稿では、企業が遵守すべき中国の個人情報保護制度について、主な法令、司法事例を通してご紹介したいと思います。

2、企業が遵守すべき個人情報保護に関する主な法令**(1) 民法総則、消費者権益保護法及び刑法における個人情報保護に関する規定**

まず、現在中国には、個人情報保護に関する全般的、統一的な法令はなく、各法令に個人情報保護に関する規定が散在している状況です。その中には、「電信及びインターネットユーザー個人情報保護規定」²のように、特定のサービスを提供する事業者に対して提供される法令もありますが、ここでは、個人情報を取り扱う全ての企業に関連する法令として、民法総則、消費者権益保護法³及び刑法⁴における個人情報保護に関する規定を列举致します。

¹ 主席令第66号、2017年3月15日公布、同年10月1日施行

² 工業及び情報化部令第24号、2013年7月16日公布、同年9月1日施行

³ 主席令第11号、1993年10月31日公布、1994年1月1日施行、2013年10月25日改正公布、同日施行

⁴ 全人代常務委員会委員長令第5号、1979年7月6日公布、1980年1月1日施行、2015年8月29日最終改正公布、同日最終改正施行

法令名	条文	内容
民法総則	第 111 条	自然人の個人情報、法律の保護を受ける。いかなる組織及び個人も他人の個人情報を取得する必要がある場合、法により取得し、かつ情報の安全を確保しなければならず、他人の個人情報を不法に収集、使用、加工、発信してはならず、他人の個人情報を不法に売買、提供又は公開してはならないものとする。
消費者権 益保護法	第 14 条	消費者は、商品を購入し、使用し、及びサービスを受けるときに、(中略)個人情報を法により保護される権利を有する。
	第 29 条	第 1 項 事業者は、消費者の個人情報を収集し、使用する場合は、適法性、正当性、必要性の原則を尊重し、情報を収集し、使用する目的、方式及び範囲を明示し、かつ消費者の同意を得なければならない。事業者は、消費者の個人情報を収集し、使用する場合は、その収集、使用規程を公開しなければならず、法律、法規の規定及び双方の約定に違反して情報を収集し、使用してはならない。 第 2 項 事業者及びその職員は、収集した消費者の個人情報について厳格に秘密を保持しなければならず、これを漏洩し、売却し、又は不法に第三者に提供してはならない。事業者は、技術的措置及びその他の必要な措置を講じて、情報の安全を確保し、消費者の個人情報の漏洩、紛失を防止しなければならない。情報の漏洩、紛失が生じたとき又は生じる可能性があるときは、直ちに救済措置を取らなければならない。
	第 50 条	事業者が(中略)消費者の個人情報を法により保護される権利を侵害した場合は、侵害を停止し、名誉を回復し、影響を除去し、謝罪し、かつ損害を賠償しなければならない。
	第 56 条	第 1 項 事業者が次に掲げる状況のいずれかに該当する場合、相応の民事責任を負わなければならないほか、その他の関連する法律、法規に処罰機関及び処罰方式について規定があるときは、法律、法規の規定により執行し、法律、法規に規定がないときは、工商行政管理部門又はその他の関連行政部門が是正を命じ、情状に基づき警告、違法取得の没収、違法所得の同額以上 10 倍以下の過料に単独で又は併せて処することができ、違法所得がないときは 50 万元以下の過料に処することができる。情状が重いときは、業務を停止し整頓することを命じ、又は営業許可証を取り消すことができる。 (9) (前略)消費者の個人情報を法により保護される権利を侵害した場合
刑法	第 253 条 の 1	第 1 項 国の関連規定に違反し、他人に公民の個人情報を販売又は提供し、情状が重い場合は、3 年以下の有期徒刑又は拘役に処し、単独で又は併せて罰金を科す。情状が特に重い場合は、3 年以上 7 年以下の有期徒刑に処し、併せて罰金を科す。 第 2 項 国の関連規定に違反し、職責の履行又はサービスの提供過程において取得した公民の個人情報を、他人に販売又は提供した場合、前項の規定に基づき重きに従って処罰する。

	第3項 窃取又はその他の違法な方法で公民の個人情報を取得した場合、第1項の規定に基づき処罰する。 第4項 組織が前3項の罪を犯した場合、組織について罰金を科し、かつその直接に責任を負う主管者及びその他の直接の責任者について各項の規定に基づき処罰する。
--	---

(2) その他の法令

民法総則、消費者権益保護法及び刑法以外の個人情報保護に関する主な法令としては、以下のものがあります。

- ・ 「サイバーセキュリティ法」⁵
- ・ 「情報ネットワークを利用して人身権益を侵害する民事紛争案件の審理における法律適用の若干の問題についての規定」⁶
- ・ 「インターネット取引管理弁法」⁷
- ・ 「インターネット情報の保護強化についての決定」⁸
- ・ 「電信及びインターネットユーザー個人情報保護規定」
- ・ 「情報セキュリティ技術 公共及び商用サービス情報システムにおける個人情報保護ガイドライン」⁹
- ・ 「インターネット端末の安全サービス自律規約」¹⁰
- ・ 「インターネット端末のソフトウェアサービス業自律規約」¹¹

(3) 起草中の法令(個人情報保護法)

また現在、個人情報保護法の制定に向けた検討が進められており、本年3月開催の全人代において提出された議案の1つに個人情報保護法が含まれています。このため、早晩、個人情報保護に関する全般的、統一的な法令として個人情報保護法が公布されるものと思われます。

3、個人情報保護に関する事例

上記2では企業が遵守すべき法令をご紹介しましたが、次に、企業の個人情報の取り扱いが不適切であったために、実際に責任を問われた事例をご紹介します。

(1) 不法な個人情報の収集、利用を理由に民事責任を追及された事例

⁵ 主席令第53号、2016年11月7日公布、2017年6月1日施行

⁶ 法釈[2014]11号、2014年8月21日公布、同年10月10日施行

⁷ 国家工商行政管理総局令第60号、2014年1月26日公布、同年3月15日施行

⁸ 2012年12月28日公布、同日施行

⁹ GB/Z28828-2012 2012年11月5日公布、2013年2月1日施行

¹⁰ 2013年12月3日公布、同日施行

¹¹ 2011年8月1日公布、同日施行

本事例の概要は、被告となった保険会社が、自動車ディーラーを通じて原告の個人情報(携帯電話番号、氏名、車両保険の満期日等)を入手した上で、これを利用して、原告に対して車両保険のセールスのための電話等を再三に亘って行ったところ、原告が、被告の従業員が原告の氏名を口にしたことに強い不満を表し、被告のカスタマーサービスに何度も電話をかけて報告、苦情申し立てを行う(これを行うために 4.54 元の通話料が発生)などした後、被告が原告の個人情報を商業的セールスに用いるために不法に入手したことについて公開で謝罪し、かつ被告が精神的損害の慰謝料として 1 元を原告に賠償することを求めて訴訟を提起したというものです。

人民法院は、次のとおり判決を下し、被告の民事責任を認めました。

まず、被告は、原告の個人情報を不法に収集、利用し、原告のプライバシー権を侵害したのであり、法に基づき権利侵害責任を負わなければならない、公開で謝罪することを求めた請求は権利侵害責任法¹²第 2 条¹³及び第 15 条¹⁴の規定に基づき支持されるとしました。

また、被告は、原告の個人情報を不法に収集、利用し、原告に対し何度も電話をかけて車両保険のセールスを行い、原告の正常な生活を乱しただけでなく、原告の個人情報をいかにして入手したのかについての説明を拒否したことにより、原告に精神的損害をもたらしたことなどを理由に、精神的損害の慰謝料(1 元)の賠償請求についても認容しました。

さらに、原告が被告に電話をかけて報告、苦情申し立てをするために生じた通話料 4.54 元は、被告の権利侵害行為によってもたらされた経済損害であり、法に基づき被告によって賠償されるべきであるとししました。

(2) 個人情報の保護措置を採っていなかったために行政処罰を受けた事例

本事例の概要は、ある事業者(原告)が、行政処罰を受け、その取消しを求めて行政機関を被告として行政訴訟を提起したというものです。原告が行政処罰を受けた理由は、①原告傘下の拠点が、消費者 A のプロバイダ登録時の身分証情報を、本人が全く事情を知らない状況において修正したこと、②原告傘下の他の拠点が、消費者 B の携帯電話番号を、本人が全く事情を知らない状況において無理やり利用停止にし、かつその利用していたカード番号をもって別の顧客のためにカードを再発行して利用させていたことが、消費者権益保護法第 29 条第 2 項の「事業者は、技術的措置及びその他必要な措置を講じて情報の安全を確保(中略)しなければならない」との規定等に違反するというもので、消費者権益保護法第 56 条第 1 項第 9 号(「消費者の個人情報が法により保護される権利を侵害した」)に基づき、原告に対し 30 万元の過料を科すとの行政処罰決定が下されました。

¹² 主席令第21号、2009年12月26日公布、2010年7月1日施行

¹³ 権利侵害責任法第2条は、第1項で「民事権益を侵害した場合は、本法に従い権利侵害責任を負わなければならない」とした上で、第2項で「民事権益」には、「…プライバシー権…等の人身及び財産上の権益を含む」としています。

¹⁴ 権利侵害責任法第15条は、第1項において「権利侵害責任の主な負担方式は以下のとおりとする」とした上で、負担方式の中に「謝罪」(第7号)を定めています。

人民法院は、被告(行政機関)が訴訟において明らかにした事実によって「消費者の個人情報法により保護される権利を侵害した」との事実が原告に存在することを証明でき、行政処罰決定における法の適用は正確であり、手続は適法であるとの判断を下しました。

4、実務上の注意点

個人情報保護に関する全般的、統一的な法令がない現時点においては、上記 2 で掲げた各法令等のうち、自らに関連する個人情報保護に関する規定を遵守しなければなりません。その中でも、特に消費者向けに商品又はサービスを提供する企業においては、消費者権益保護法第 29 条の規定に注意する必要があります。同条を整理すると以下のようになります。

【消費者権益保護法第 29 条で定める事業者の義務】

➤ 消費者の個人情報の収集、使用について

- ① 適法性、正当性、必要性の原則の尊重
- ② 情報の収集、使用目的、方式及び範囲の明示、及び消費者からの同意の取得
- ③ 収集、使用規程の公開
- ④ 法律、法規の規定及び双方の約定に違反する情報の収集、使用の禁止

➤ 消費者の個人情報の管理について

- ⑤ 厳格に秘密を保持し、漏洩、売却、又は不法な第三者への提供禁止
- ⑥ 技術的措置及びその他の必要な措置の実施による、情報の安全確保、消費者の個人情報の漏洩、紛失の防止
- ⑦ 情報の漏洩、紛失が生じたとき又は生じる可能性があるときの即時の救済措置の実施

また、上記 2 で挙げた「情報セキュリティ技術 公共及び商用サービス情報システムにおける個人情報保護ガイドライン」(以下「個人情報保護ガイドライン」といいます)は、強制的な国家基準ではありませんが、国家品質監督検査検疫総局及び国家基準化管理委員会が、政府機関等公共管理職責を行使する機関以外の各種組織及び機構(例えば電気通信、金融、医療等の分野のサービス機構)による情報システムにおける個人情報の保護業務の実施に対する指導のために定めたもので(個人情報保護ガイドライン第 1 条「範囲」)、「個人情報」¹⁵等について定義するとともに、個人情報処理のプロセスを「収集」¹⁶、「加工」¹⁷、

¹⁵ 「情報システムにより処理することのできる、特定の自然人に関する、単独で又はその他の情報と組み合わせることにより当該特定の自然人を識別することが可能なコンピュータデータ。個人情報はセンシティブな個人情報及び一般的な個人情報に分けることができる」(個人情報保護ガイドライン第3.2条)

¹⁶ 「個人情報について取得及び記録を行うことを指す」(個人情報保護ガイドライン第5.1条a)

¹⁷ 「個人情報について行う操作を指し、例えば入力、保管、修正、注記、比較、発掘、遮断等をいう」(個人情報保護ガイドライン第5.1条b)

「移転」¹⁸及び「削除」¹⁹の 4 つの段階に分けた上で、それぞれの段階において講ずべき具体的な措置を定めています(個人情報保護ガイドライン第 5 条「個人情報保護」)ので、参考に値します。

企業においては、上記 3 の事例のように法令違反の責任が問われる前に、自らの個人情報保護体制が各法令に適合するものとなっているかを確認する必要があります。また、特に上記 3(2)の事例では、個人情報の保護措置を採っていなかったために行政処罰を受けておりますので、このようなことがないよう、個人情報保護ガイドライン等を参照の上で個人情報保護に関するマニュアルを作成し、その遵守を従業員に徹底させるなどの措置を行うことが急務であると考えます。

黒田法律事務所
弁護士 鈴木龍司
中国弁護士 譚 婷婷

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2017 年 5 月 12 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>

¹⁸ 「個人情報を個人情報取得者に提供する行為を指し、例えば公衆への公開、特定群への開示、他人に加工を委託するため個人情報をその他の情報システムにコピーすること等をいう」(個人情報保護ガイドライン第5.1条c)

¹⁹ 「個人情報を情報システムにおいて二度と使用できないようにすることを指す」(個人情報保護ガイドライン第5.1条d)